

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
(資 産 の 部)		
現 金	293	491
預け金	793,488	752,959
系統預け金	793,285	752,756
系統外預け金	203	203
金銭の信託	88,076	52,688
有価証券	756,436	769,851
国債	318,346	395,779
地方債	—	2,752
社債	52,049	57,343
外国証券	68,179	84,808
株式	22	22
受益証券	317,066	228,613
投資証券	772	532
貸出金	48,760	49,507
証書貸付	15,109	13,205
当座貸越	4,396	7,046
金融機関貸付	29,255	29,255
その他資産	9,223	26,364
差入保証金	0	0
金融派生商品	4,771	11,490
仮払金	315	159
未収金	968	501
その他の資産	306	301
未収収益	2,238	3,411
前払費用	5	4
約定取引未決済貸	616	10,494
未決済為替貸	0	1
有形固定資産	263	258
建物	27	23
土地	218	218
その他の有形固定資産	18	16
無形固定資産	63	34
ソフトウェア	63	34
外部出資	98,553	97,415
系統出資	97,796	96,658
系統外出資	756	756
前払年金費用	3	5
繰延税金資産	4,393	2,854
債務保証見返	223	247
貸倒引当金	△ 192	△ 142
(うち一般貸倒引当金)	(△ 116)	(△ 19)
(うち個別貸倒引当金)	(△ 76)	(△ 122)
外部出資等損失引当金	△ 428	—
資産の部合計	1,799,160	1,752,536

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
(負 債 の 部)		
貯 金	1,617,606	1,563,022
当座貯金	5,120	4,562
普通貯金	2,636	2,150
通知貯金	260	—
別段貯金	209	134
定期貯金	1,609,378	1,556,173
債券貸借取引受入担保金	32,884	27,214
借入金	3,700	700
代理業務勘定	0	0
その他負債	8,345	20,745
未払法人税等	215	250
貯金利子諸税その他	2	2
金融派生商品	182	670
金融商品等受入担保金	1,885	6,740
仮受金	9	9
未払金	3	2
未払費用	6,040	8,102
前受収益	3	2
約定取引未決済借	—	4,963
未決済為替借	2	0
諸引当金	2,124	2,133
相互援助積立金	2,068	2,068
賞与等引当金	21	22
役員退職慰労引当金	33	42
繰延税金負債	—	—
債務保証	223	247
負債の部合計	1,664,884	1,614,063
(純 資 産 の 部)		
出資金	28,418	28,417
利益剰余金	116,784	117,082
利益準備金	38,340	39,200
その他利益剰余金	78,444	77,882
JAバンク積立金	12,383	12,583
有価証券価格変動積立金	4,460	4,660
経営安定化対策積立金	1,000	1,000
特別積立金	55,852	55,852
当期末処分剰余金	4,748	3,786
(うち当期剰余金)	(4,257)	(3,467)
会員資本合計	145,202	145,500
その他有価証券評価差額金	△ 6,374	△ 4,775
繰延ヘッジ損益	△ 4,552	△ 2,251
評価・換算差額等合計	△ 10,926	△ 7,026
純資産の部合計	134,276	138,473
負債および純資産の部合計	1,799,160	1,752,536

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	自 令和6年4月 1日	至 令和7年3月31日	自 令和7年4月 1日	至 令和8年3月31日
経常収益		37,290		39,213
資金運用収益		10,752		15,565
貸出金利息		201		488
預け金利息		318		1,627
有価証券利息配当金		4,813		8,050
その他受入利息		5,419		5,397
(うち受取奨励金)	(	5,419)	(	5,397)
(うち受取特別配当金)	(	—)	(	—)
役務取引等収益		64		36
受入為替手数料		53		23
その他の受入手数料		1		1
その他の役務取引等収益		9		10
その他事業収益		10,261		10,536
受取出資配当金		1		1
受取助成金		7		5
国債等債券売却益		7,042		2,719
金融派生商品収益		3,210		7,809
その他経常収益		16,212		13,075
株式等売却益		7,991		5,398
金銭の信託運用益		8,154		7,593
その他の経常収益		67		83
経常費用		32,414		34,354
資金調達費用		11,179		13,668
貯金利息		636		3,394
その他支払利息		10,542		10,274
(うち支払奨励金)	(	10,533)	(	10,254)
役務取引等費用		99		72
支払為替手数料		41		17
その他の支払手数料		53		50
その他の役務取引等費用		4		4
その他事業費用		13,349		14,043
支払助成金		294		335
国債等債券売却損		11,655		10,414
国債等債券償還損		1,399		3,293
経 費		1,561		1,709
人件費		499		522
物件費		1,015		1,143
税 金		45		43
その他経常費用		6,224		4,860
貸倒引当金繰入額		45		—
債権売却損		99		—
株式等売却損		—		701
金銭の信託運用損		5,611		4,152
その他の経常費用		468		6

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日	自 令和7年4月 1日 至 令和8年3月31日
経常利益	4,876	4,859
特別利益	3	—
その他の特別利益	3	—
特別損失	1	709
固定資産処分損	1	—
外部出資評価損	—	709
その他の特別損失	0	—
税引前当期利益	4,877	4,150
法人税・住民税及び事業税	593	688
法人税・住民税及び事業税還付額	—	—
法人税等調整額	26	△ 6
法人税等合計	620	682
当期剰余金	4,257	3,467
当期首繰越剰余金	491	318
当期末処分剰余金	4,748	3,786

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日	自 令和7年4月 1日 至 令和8年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,877	4,150
減価償却費	48	47
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 283	△ 50
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)	428	－
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	9	9
資金運用収益	△ 10,752	△ 15,565
資金調達費用	11,179	13,668
有価証券関係損益(△は益)	△ 2,016	6,222
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 2,543	△ 3,441
外部出資関係損益(△は益)	－	709
固定資産処分損益(△は益)	1	0
貸出金の純増(△)減	△ 2,958	△ 746
預け金の純増(△)減	46,000	50,700
前払年金費用の純増(△)減	0	△ 2
貯金の純増減(△)	△ 62,678	△ 54,584
借入金金の純増減(△)	△ 2,600	△ 3,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	32,884	△ 5,669
事業分量配当金の支払額	△ 2,905	△ 2,601
資金運用による収入	13,613	16,962
資金調達による支出	△ 10,459	△ 12,141
その他	△ 1,209	3,013
小 計	10,635	△ 2,320
法人税等の支払額	△ 623	△ 653
事業活動によるキャッシュ・フロー	10,012	△ 2,973
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 608,878	△ 271,859
有価証券の売却による収入	539,485	246,723
有価証券の償還による収入	4,432	△ 1,133
金銭の信託の増加による支出	△ 18,849	△ 11,285
金銭の信託の減少による収入	46,796	43,686
固定資産の取得による支出	△ 48	△ 13
固定資産の売却による収入	0	－
外部出資の増加による支出	△ 25	－
外部出資の売却等による収入	331	－
その他	9,754	7,793
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,000	13,910
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の払戻しによる支出	－	△ 0
出資配当金の支払額	△ 568	△ 568
その他	－	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 568	△ 568
4 現金および現金同等物に係る換算差額	－	－
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)	△ 17,556	10,368
6 現金および現金同等物の期首残高	36,131	18,575
7 現金および現金同等物の期末残高	18,575	28,943

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	4,748	3,786
剰余金処分額	4,429	3,471
利益準備金	860	700
任意積立金	400	-
(JAバンク積立金)	(200)	(-)
(有価証券価格変動積立金)	(200)	(-)
(経営安定化対策積立金)	(-)	(-)
出資配当金	568	568
事業分量配当金	2,601	2,202
次期繰越剰余金	318	315

(注) 1. 出資金の配当率

(1) 令和6年度は、普通出資配当が2.0%です。

(2) 令和7年度は、普通出資配当が2.0%です。

2. 事業分量配当金の分配の基準は次のとおりです。

(1) 令和6年度

① 普通特配

定期貯金(1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。)の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県JAバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.31%です。

(2) 令和7年度

① 普通特配

定期貯金(1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。)の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県JAバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.15%です。

3. 目的積立金は次のとおりです。

(1) JAバンク積立金

① 積立目的

県内JAバンク会員におけるJAバンクシステムの維持に重大な影響を及ぼす事象に備えるためです。

② 積立目標額

県下農協貯金の20/1,000を目標額とします。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

県内JAバンク会員に重大な事故等が発生した場合、必要に応じてJAバンク香川県本部委員会での審議および経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(2) 有価証券価格変動積立金

① 積立目的

金利変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するためです。

② 積立目標額

事業年度末に保有する有価証券および金銭の信託の取得価額の10/1,000を目標額とします。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

金利変動等により当会の保有する有価証券および金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、必要に応じて経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(3) 経営安定化対策積立金

① 積立目的

県域機能として十分な機能発揮ができるよう、県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するためです。

② 積立目標額

積立目標額は10億円であり、積立済みです。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。この積立金は、積立目標額に達する前の一部取崩しも可能としますが、積立の累計額は、積立目標額を超えないこととします。

④ 取崩基準

県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するための取り崩し(目的取崩)は、経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。また、目的外取崩しについても、総会の決議を経て取り崩しを行います。

注記表 令和7年度

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 其他有価証券
 - ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
 - なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～18年
その他	3年～15年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金等の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んでおり、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
 - ⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

(9) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

金銭の信託における外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段により減殺されていることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(10) 消費税等の会計処理

有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 142 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」[(8)引当金等の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる財務諸表に計上した額

「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、167 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有 価 証 券 27,078 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 27,214 百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 90,000 百万円、公金出納事務取扱い担保として預け金 3 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。
 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	74 百万円
危険債権額	50 百万円
合計額	125 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は 3,609 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 29,255 百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託および指定金外信託であり、その構成資産は受益証券および外貨建債券であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

また、保有する外貨建債券から生じる為替リスクをヘッジするため、為替予約取引を行い、これをヘッジ手段としてヘッジ対象（金銭の信託における外貨建債券）にかかる為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。また、必要に応じて為替予約等の措置を講じることにより、その軽減を図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類(金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等)に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法(保有期間 120 営業日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年)により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 29,539 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	752,959	750,656	△2,302
金銭の信託	52,688	52,688	－
その他の金銭の信託	52,688	52,688	－
有価証券	769,829	769,829	－
その他有価証券	769,829	769,829	－
貸出金	49,507		
貸倒引当金	△142		
貸倒引当金控除後	49,365	48,774	△591
資産計	1,624,842	1,621,948	△2,893
貯金	1,563,022	1,558,207	△4,814
債券貸借取引受入担保金	27,214	27,206	△8
負債計	1,590,236	1,585,414	△4,822
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,417	11,417	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(597)	(597)	－
デリバティブ取引計	10,820	10,820	－

- (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap (以下、「OIS」という。))のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引であり、金利スワップ取引は割引現在価値により算定、為替予約取引は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式 22 百万円

その他外部出資 97,415 百万円

- (注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 当年度において、その他外部出資について1,138百万円減損処理を行っています。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	752,959	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	11,267	27,735	29,065	32,215	67,592	558,343
貸出金	8,104	1,080	2,259	565	1,377	36,044
合計	772,330	28,815	31,325	32,780	68,969	594,388

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 5,851百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金12,655百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 74 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	1,562,800	72	—	—	150	—
債券貸借取引受入担保金	27,214	—	—	—	—	—
合計	1,590,014	72	—	—	150	—

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	その他	65,341	59,226	6,115
	その他	77,372	45,810	31,562
	小計	142,714	105,036	37,678
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	395,779	419,244	△23,464
	地方債	2,752	2,950	△197
	社債	57,343	60,926	△3,583
	その他	19,466	21,500	△2,033
	その他	151,773	169,207	△17,433
	小計	627,114	673,827	△46,712
合計		769,829	778,863	△9,034

(注) 上記差額合計に繰延税金資産2,564百万円を加えた金額△6,470百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	118,618 百万円	2,715 百万円	10,414 百万円
その他	36,445 百万円	5,402 百万円	701 百万円
合計	155,063 百万円	8,118 百万円	11,115 百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	52,688 百万円	50,321 百万円	2,367 百万円	3,424 百万円	△1,057 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債671百万円を差し引いた金額1,695百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払年金費用)	(3) 百万円
退職給付費用	9 百万円
退職給付の支払額	△ 3 百万円
制度への拠出額	△ 8 百万円
期末における退職給付引当金(前払年金費用)	(5) 百万円
※()内は前払年金費用	

b 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	128 百万円
年金資産	△ 134 百万円
	△ 5 百万円
非積立型制度の退職給付債務	- 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 5 百万円
退職給付引当金	- 百万円
前払年金費用	5 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 5 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	9 百万円
----------------	-------

③ 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	15 百万円
--------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、33 百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	2 百万円
賞与引当金超過額	6 百万円
役員退職慰労引当金超過額	12 百万円
相互援助積立金超過額	587 百万円
外部出資評価損	732 百万円
未払事業税	44 百万円
繰延ヘッジ損益	892 百万円
その他の価証券評価差額金	1,892 百万円
その他	16 百万円
繰延税金資産小計	4,185 百万円
評価性引当額	△ 1,329 百万円
繰延税金資産合計(A)	2,856 百万円
繰延税金負債	
その他	△1 百万円
繰延税金負債合計(B)	△1 百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	2,854 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.95 %
事業分量配当金	△ 14.68 %
住民税均等割等	0.10 %
評価性引当額の増減	4.61 %
その他	△ 0.37 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.44 %

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金	491 百万円
預け金	
系統普通預け金	6,452 百万円
系統通知預け金	22,000 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

注記表 令和6年度

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 其他有価証券
 - ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
 - なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建物 3年～18年
 - その他 3年～15年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金等の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
 - ⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県 J Aバンク 支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。
- (9) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

金銭の信託における外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段により減殺されていることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 192 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」[(8)引当金等の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる財務諸表に計上した額

「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、159 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有 価 証 券 32,889 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 32,884 百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 101,000 百万円、公金出納事務取扱い担保として預け金 3 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(5) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	29 百万円
危険債権額	50 百万円
合計額	80 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は 4,371 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 29,255 百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託であり、その構成資産は受益証券および外貨建債券であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

また、保有する外貨建債券から生じる為替リスクをヘッジするため、為替予約取引を行い、これをヘッジ手段としてヘッジ対象（金銭の信託における外貨建債券）にかかる為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等

の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。また、必要に応じて為替予約等の措置を講じることにより、その軽減を図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類(金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等)に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法(保有期間 120 営業日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年)により算出しており、令和 7 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 34,937 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	793,488	791,673	△1,814
金銭の信託	88,076	88,076	—
その他の金銭の信託	88,076	88,076	—
有価証券	756,414	756,414	—
その他有価証券	756,414	756,414	—
貸出金	48,760		
貸倒引当金	△192		
貸倒引当金控除後	48,567	48,391	△176
資産計	1,686,547	1,684,556	△1,991
貯金	1,617,606	1,614,141	△3,464
債券貸借取引受入担保金	32,884	32,877	△6
負債計	1,650,490	1,647,019	△3,471
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,151	3,151	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,437	1,437	—
デリバティブ取引計	4,588	4,588	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap (以下、「OIS」という。))のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引であり、金利スワップ取引は割引現在価値により算定、為替予約取引は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式 34 百万円

その他外部出資 98,541 百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 外部出資等損失引当金として△428百万円を計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	793,488	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	11,573	25,078	47,184	32,702	32,895	528,859
貸出金	9,051	933	1,074	2,013	478	35,183
合計	814,113	26,011	48,259	34,716	33,374	564,042

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）3,063百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金12,655百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 24 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,617,424	—	31	50	100	—
債券貸借取引受入担保金	32,884	—	—	—	—	—
合計	1,650,309	—	31	50	100	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	国債	2,000	1,994	5
	その他	55,033	51,176	3,857
	その他	89,340	65,442	23,897
	小計	146,374	118,614	27,760
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	316,346	327,835	△11,489
	社債	52,049	53,800	△1,750
	その他	13,145	14,500	△1,354
	その他	228,499	253,945	△25,445
	小計	610,040	650,080	△40,040
合計		756,414	768,694	△12,279

(注) 上記差額合計に繰延税金資産3,485百万円を加えた金額△8,794百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	387,983 百万円	7,042 百万円	11,655 百万円
その他	18,639 百万円	7,991 百万円	—
合計	406,622 百万円	15,033 百万円	11,655 百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の 信託	88,076 百万円	84,697 百万円	3,379 百万円	5,422 百万円	△2,042 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債959百万円を差し引いた金額2,420百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払年金費用)	(4) 百万円
退職給付費用	23 百万円
退職給付の支払額	△ 0 百万円
制度への拠出額	△ 22 百万円
期末における退職給付引当金(前払年金費用)	(3) 百万円
※()内は前払年金費用	

b 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	280 百万円
年金資産(全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。)	△ 284 百万円
	△ 3 百万円
非積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 3 百万円
退職給付引当金	－ 百万円
前払年金費用	3 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 3 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	23 百万円
----------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、36 百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	12 百万円
賞与引当金超過額	6 百万円
役員退職慰労引当金超過額	9 百万円
相互援助積立金超過額	587 百万円
外部出資等損失引当金超過額	121 百万円
外部出資評価損	409 百万円
未払事業税	36 百万円
繰延ヘッジ損益	1,803 百万円
その他有価証券評価差額金	2,525 百万円
その他	19 百万円
繰延税金資産小計	5,532 百万円
評価性引当額	△ 1,137 百万円
繰延税金資産合計(A)	4,394 百万円
繰延税金負債	
その他	△1 百万円
繰延税金負債合計(B)	△1 百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	4,393 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.18 %
事業分量配当金	△ 14.75 %
住民税均等割等	0.09 %
評価性引当額の増減	0.79 %
その他	0.04 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.71 %

(3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当年度の繰延税金資産は110百万円増加し、法人税等調整額は0百万円減少しております。

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金	293 百万円
預け金	
系統普通預け金	5,281 百万円
系統通知預け金	13,000 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

確認書

私は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に掲載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示していることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表を適正に作成する以下の体制を整備し、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署を明確化し、各部署が適切に業務を遂行する体制を整備しております。
- ・業務の実施部署から独立した監査室が内部管理体制の適切性、有効性を検証しており、重要な事項については監査室から理事会等に適切に報告しております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議、報告しております。

令和8年6月30日

香川県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 森末 敬三

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表（およびキャッシュ・フロー計算書）を指しています。

会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、令和6年度の同財務諸表については、同条の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。